Press Release

国土交通省　北陸地方整備局
金沢河川国道事務所

記者発表資料

令和８年１１月２５日（水）
配布：石川県政記者クラブ
扱い：配布後解禁

梯川水系梯川で特定都市河川※1指定に向け合意しました
～北陸地方整備局管内国管理河川で初めての特定都市河川～

○現在、梯川水系では、令和４年８月豪雨災害を踏まえて策定した「梯川緊急治水対策プロジェクト」に基づき、国、県、市等が連携し、様々な対策を組み合わせた流域治水の取組を推進しています。
○本日、手取川・梯川流域治水協議会※2令和８年度第２回令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系緊急治水対策検討部会において、梯川水系の関係者で意見交換を行い、梯川流域で特定都市河川指定に向けて今後指定手続きを進めることについて本部会で合意しました。
○今後、特定都市河川指定に向けた申請にかかる準備を行い、特定都市河川指定に向けた手続きを進めていきます。

※1特定都市河川とは、都市部を流れる河川のうち、洪水による被害の恐れが大きく、総合的な治水対策が必要な河川として国や都道府県が指定した河川のこと

※2流域治水協議会とは、国・県・市町、企業等の流域のあらゆる関係者が参画し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」について協議するために開催されるもの（手取川・梯川流域治水協議会等の構成員は、別紙参照）

【開催概要】
1．日　　時：令和8年11月25日（水）14：00～
2．会議方法：対面方式（公開）
3．場　　所：能美市防災センター　研修室（能美市寺井町ク9番地1）
4．次　　第：別紙参照

北陸地方整備局 金沢河川国道事務所

梯川水系特定都市河川ウェブサイト

お問い合わせ先

【事務局】
国土交通省　北陸地方整備局　金沢河川国道事務所
流域治水課長　廣瀬（ひろせ）　昌宏（まさひろ）　076-264-9910（流域治水課 直通）

別紙

令和８年度　第２回　令和４年８月豪雨災害を踏まえた
梯川水系流域治水対策検討部会

議 事 次 第

日　時：令和 ８年 １１月 ２５日（水）
１４：００ ～
場　所：能美市防災センター　研修室

１．開　会

２．出席者紹介

３．議　事

（１）　第１回検討部会のふりかえり

（２）　第１回検討部会での意見に対する対応結果

（３）　浸水被害解消、軽減に向けた目標、対策について
～流域水害対策計画について～

（４）　「特定都市河川」の指定内容について
～ 特定都市河川指定区間、特定都市河川流域～

（５）　まとめと今後の予定

４．閉　会

以 上

手取川・梯川水系流域治水協議会　規約

（設立）

第１条　「手取川・梯川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

（目的）

第２条　本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、手取川・梯川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表－１の職にある者をもって構成する。

２　協議会は、個別課題に係る協議を行うため、必要に応じて第１項別表－１に掲げる構成員の一部からなる部会を設置することができる。部会は、個別課題に係る協議を行い、その結果を協議会に報告する。

３　協議会及び部会へは、構成員の同意を得て、必要に応じて第１項別表－１以外の者を出席させることができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１　手取川・梯川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２　河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３　「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４　その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第５条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所流域治水課に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第８条　本規約は、令和２年９月１４日から施行する。

改　正　令和３年３月１０日　（別表－１改め）

改　正　令和４年３月１５日　（別表－１改め）

改　正　令和４年９月　９日　（第３条及び別表－１改め）

改　正　令和６年３月１８日　（第６条及び別表－１改め）

改　正　令和８年７月３１日　（第３条及び別表－１改め）

別表－１

機　関　名	代　表　者
金　沢　市	市　長
小　松　市	市　長
白　山　市	市　長
能　美　市	市　長
野　々　市　市	市　長
川　北　町	町　長
石川県　土木部　河川課	課　長
石川県　土木部　砂防課	課　長
石川県　土木部　都市計画課	課　長
石川県　土木部　建築住宅課	課　長
石川県　危機管理部　防災対策課	課　長
石川県　農林水産部　森林管理課	課　長
石川県　農林水産部　農業基盤課	課　長
国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター 近畿北陸整備局　金沢水源林整備事務所	所　長
近畿中国森林管理局　石川森林管理署	署　長
農林水産省 北陸農政局	地方参事官
ＩＲいしかわ鉄道㈱	施設課長
金沢地方気象台	台　長
北陸地方整備局　金沢河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
北陸電力(株)　手取水力センター	
電源開発(株)　九頭竜電力所（手取川事務所）	

手取川・梯川水系流域治水協議会

令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会

目 的

令和４年８月前線停滞による豪雨災害では、石川県内で記録的な大雨となり、小松市内を流下する梯川の埴田水位観測所では計画高水位を超過し、観測史上最高水位となる記録的な洪水となった。

この洪水により、梯川本川の一部で堤防からの越水による氾濫が発生したほか、支川では鍋谷川で堤防が決壊、滓上川等で溢水氾濫、さらに本支川の沿川において広域にわたって内水氾濫による浸水被害が発生するなど、流域全域に甚大な被害をもたらした。

このように水系全体にわたり危機的状況となった今次水害を踏まえ、再度災害防止のための早期の復旧・復興、さらに今後も起こりうるこのような大洪水に対して被害を軽減し、流域全体の安全・安心な暮らしの確保に向けた取り組みを緊急的に実施する必要がある。

そのため、河川の整備などの「氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策」とあわせて「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を流域内の関係者が連携して一体的かつ緊急的に進めるため、手取川・梯川水系流域治水協議会の梯川水系に係る関係機関で構成する「令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会（以下、「検討部会」）」を設置し、今次災害を踏まえた「梯川水系緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめるものである。

なお、検討部会で取りまとめられたプロジェクトの内容については、手取川・梯川水系流域治水協議会の流域治水プロジェクトの取組内容に位置づけ、推進していくものとし、検討部会にて進捗状況の共有・確認、特定都市河川指定に向けた議論を行っていくものとする。

改訂：令和５年８月２１日
改訂：令和６年３月１８日
改訂：令和８年７月３１日

手取川・梯川水系流域治水協議会
令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会

機　関　名	代　表　者
小松市	市　長
能美市	市　長
白山市	市　長
石川県　土木部　河川課	課　長
石川県　土木部　砂防課	課　長
石川県　土木部　都市計画課	課　長
石川県　土木部　建築住宅課	課　長
石川県　危機管理部　防災対策課	課　長
石川県　農林水産部　森林管理課	課　長
石川県　農林水産部　農業基盤課	課　長
国立研究開発法人森林研究・整備機構　森林整備センター 近畿北陸整備局　金沢水源林整備事務所	所　長
近畿中国森林管理局　石川森林管理署	署　長
農林水産省 北陸農政局	地方参事官
ＩＲいしかわ鉄道㈱	施設課長
金沢地方気象台	台　長
北陸地方整備局　金沢河川国道事務所	所　長
＜オブザーバー＞	
必要に応じて出席	

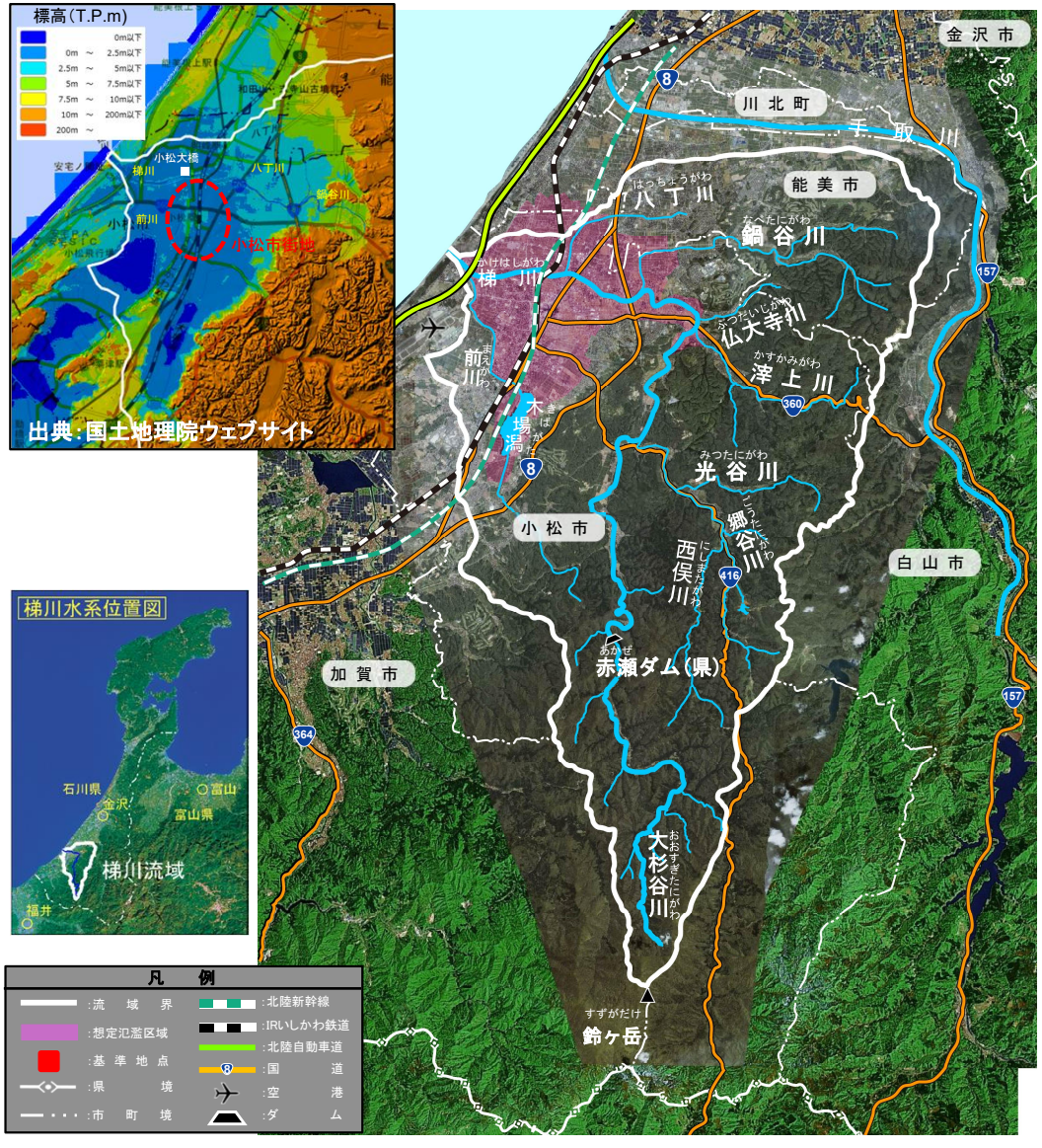
梯川水系　特定都市河川の指定に向けた取組

梯川流域の概要と特徴

梯川は石川県の鈴ケ岳を源とし、郷谷川、鍋谷川、前川等の支川と合流しながら日本海へ注ぐ、幹川流路延長42km、流域面積271km2の一級河川です。

梯川流域は小松市、能美市及び白山市の3市で構成され、下流域にはJR北陸新幹線、IRいしかわ鉄道、北陸自動車道、国道8号などの主要な交通網が発達し、人口や資産が集中しています。

一方、梯川中下流部は山間地と海岸砂丘に囲まれた低平地が広がっており、大雨によって浸水による甚大な被害が発生しやすい地形となっています。



「特定都市河川」を活用した「流域治水」の取り組み

流域治水とは？

堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

特定都市河川とは？

宅地等が密集する河川周辺を安全な流域にするため、流域治水により治水対策を早期に推進し水害に強いまちづくりを目指して特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定するのが特定都市河川です。

対象河川

「市街化の進展」「接続する河川の状況」「支援的条件の特性」から全国の河川を対象とする。

流域水害対策計画の策定

浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

保全調節池の指定

都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。



民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定

都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定

都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。

雨水浸透阻害行為の許可等

宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。

引用：特定都市河川浸水被害対策法のパンフレット，国土交通省　水管理・国土保全局，令和6年6月

梯川水系の特定都市河川の指定に向けた取り組み状況

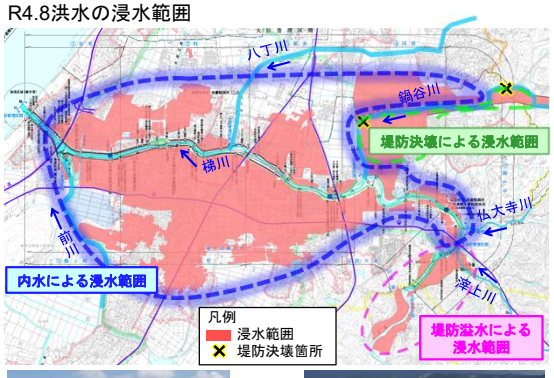
R4.8　令和4年8月豪雨により、梯川流域で堤防決壊や溢水、内水による被害が発生し、約1,980haが浸水

R5.6　梯川緊急治水対策プロジェクト起工式において、特定都市河川の指定に向けた検討を要望

関係者による検討・調整

R8.10　「令和8年度 第1回　令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」を開催し、特定都市河川指定に向けた関係機関との協議を開始

R4.8洪水の浸水範囲




梯川　右岸6.0k付近



梯川水系　特定都市河川指定区間および特定都市河川流域

【対象流域】

・梯川の「集水域に下水道の排水区域を考慮した流域」とする。

令和4年8月豪雨で梯川本川及び支川の多くの区間で大規模な浸水被害が発生したことを受け、緊急治水対策プロジェクトでは河川区域における対策と合わせて、集水域における対策を進め、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすこととしていることから、梯川の「集水域に下水道の排水区域を考慮した流域」を特定都市河川流域とする。

○ 特定都市河川の指定範囲

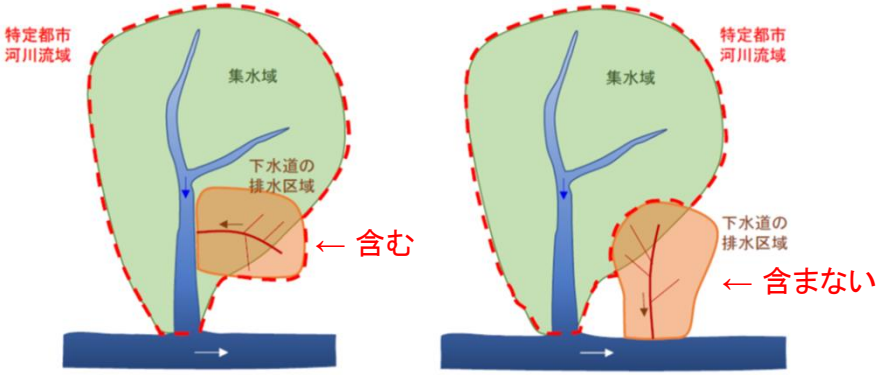
・特定都市河川では「河川」と「流域」を指定

「河川」→ 一級河川および二級河川の区間のみ※

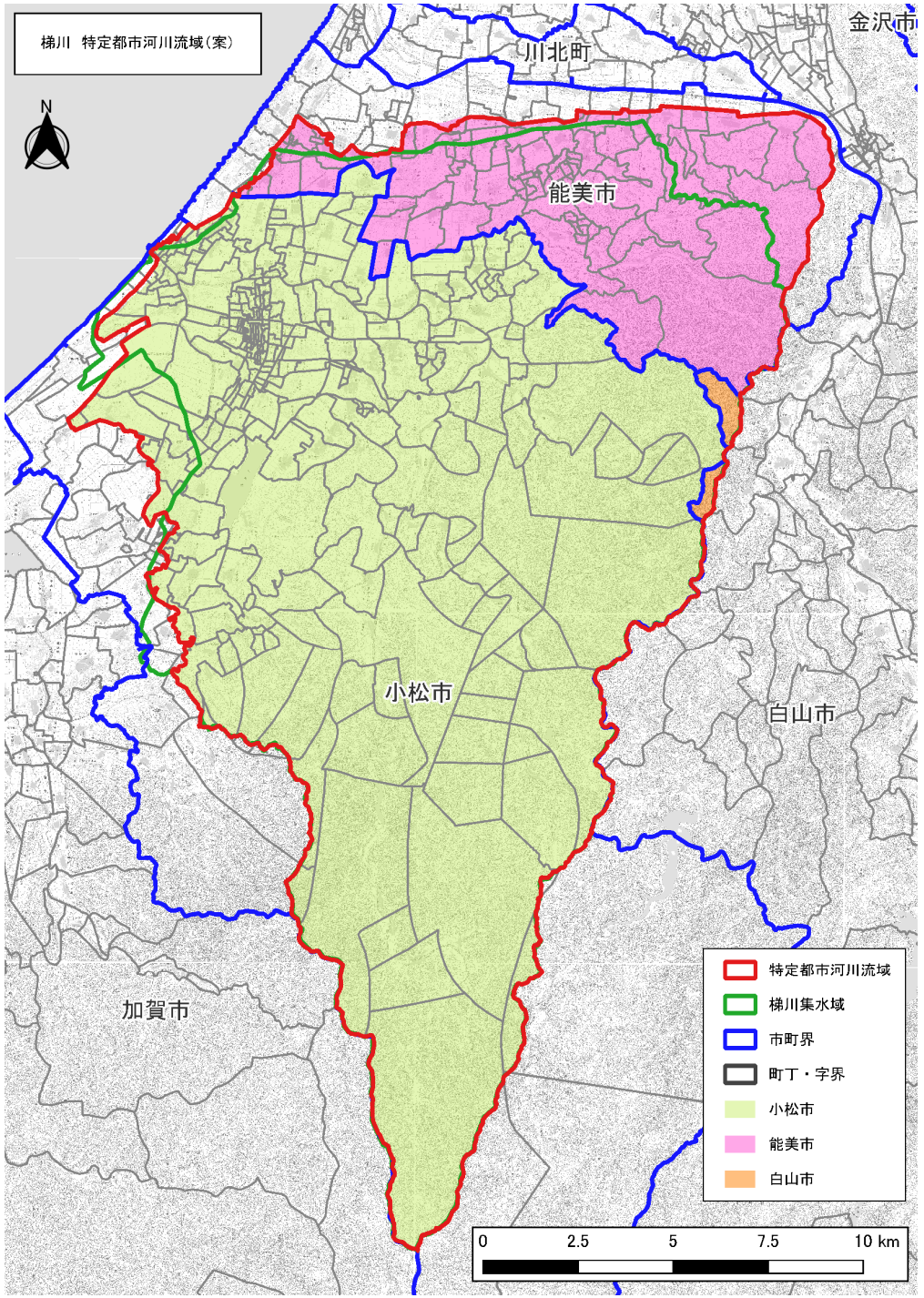
※河川法第3条1項に規定する河川（∴準用河川は指定できない）

「流域」→ 集水域（下水道の排水区域含む）＋想定氾濫域※

※ 集水域を超える範囲で集水域の指定後に追加指定、雨水浸透阻害行為の許可の対象外



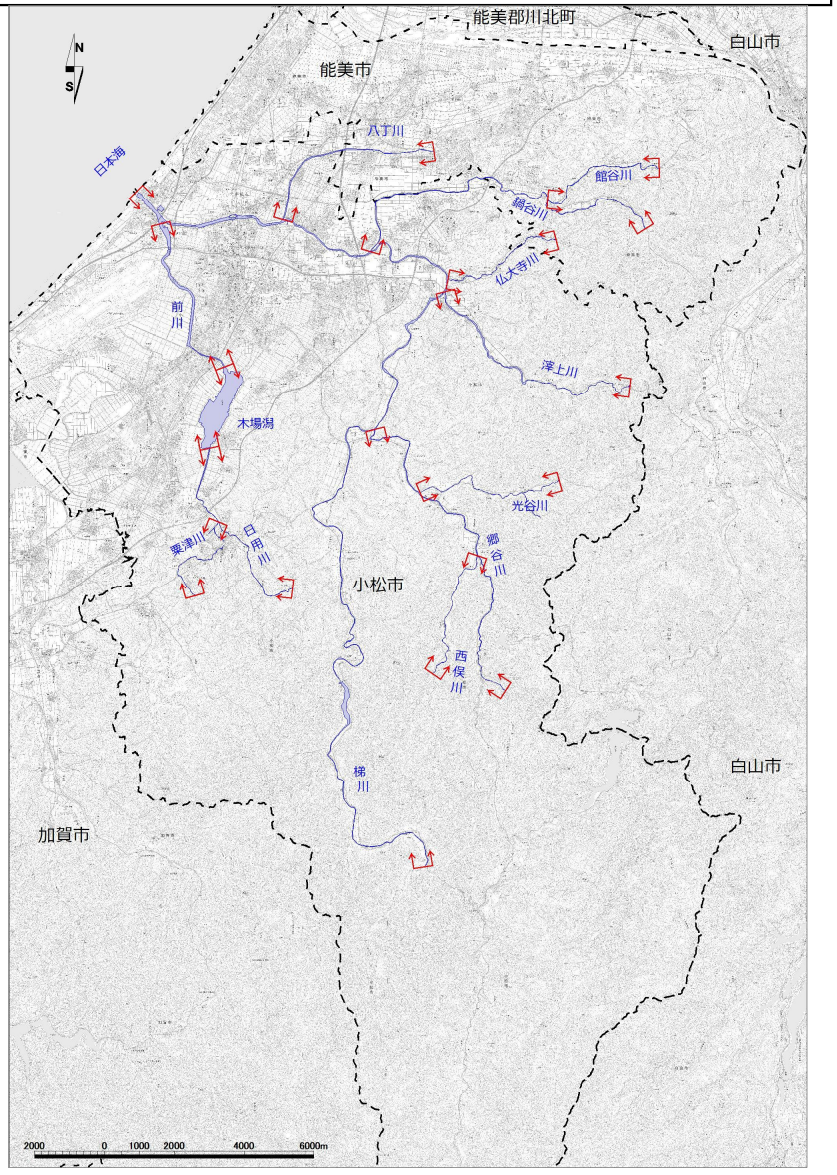
下水道の排水区域を考慮した指定イメージ



梯川水系　特定都市河川指定区間および特定都市河川流域

【指定区間】
- 流域水害対策計画では、計画期間中に、河川整備（維持管理を含む）を見込む区間までを連続して　全て指定することが基本であり、指定できる区間は一級河川及び二級河川の区間に限る。

河川	区間	
	上流端	下流端
梯川	北俣川の合流点	河口
前川	木場潟からの流出点	梯川への合流点
木場潟	日用川からの合流点	前川への合流点
日用川	石川県小松市日用町巳95番地先の大谷用水頭首工下流端	木場潟への合流点
粟津川	左岸：石川県小松市馬場町た10番地先 右岸：石川県小松市馬場町お17番1地先	日用川への合流点
八丁川	左岸：石川県能美市佐野町い48番地先 右岸：石川県能美市湯谷町へ3041番2地先	梯川への合流点
鍋谷川	石川県能美市鍋谷町カ95番地先の市道橋	梯川への合流点
館谷川	石川県能美市坪野町121番地先の県道橋	鍋谷川への合流点
仏大寺川	左岸：石川県能美市仏大寺町ハ258番地先 右岸：石川県能美市仏大寺町ハ285番3地先	梯川への合流点
滓上川	石川県小松市中ノ峠町イ1番1地先の市道橋	梯川への合流点
郷谷川	石川県小松市尾小屋町五百峠24番2地先の市道橋	梯川への合流点
光谷川	石川県小松市池城町ト3番1地先の県道橋	郷谷川への合流点
西俣川	石川県小松市西俣町リ137番地先の林道橋	郷谷川への合流点



梯川水系　特定都市河川　今後の予定

第１回検討部会　R8.10.7

第２回検討部会　今回（R8.11.25）

指定に関する上申
（北陸地方整備局長→国土交通大臣）

特定都市河川指定の手続き等　R8.12以降

特定都市河川の指定の告示　R9.3（見込み）

梯川　流域水害対策協議会（仮称）　設置　R9.3以降

梯川　流域水害対策計画の策定

特定都市河川（特定都市河川浸水被害対策法[一部改正]）の概要

浸水被害対策の総合的な推進のため、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進する法律（一部改正：R3.5.10公布、R3.11.1全面施行）

（背景）
・気候変動による降雨量の増加により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模で水災害が頻発

（法の一部改正の目的）
・特定都市河川の指定要件を拡大し、全国の河川で法的枠組みを活用して、ハード整備に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による流域治水（水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等）を推進するため一部改正。

特定都市河川の指定（全国の河川へ指定拡大）

流域水害対策計画の策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施される取組みを定める。

計画に基づき、関係者の協議により「流域治水」を本格的に実践

流域水害対策協議会



・流域一体となった取り組みを進めるため、河川管理者だけでなく、都道府県知事、市町村長、下水道管理者が計画策定主体として参加。

→協議会を通じて、計画の円滑な作成や効果的な実施・運用を図る。

特定都市河川の指定から流域水害対策計画策定までの流れ

○特定都市河川に指定された場合は、流域水害対策協議会を設立し、その協議会において流域水害対策の目標設定や対策等の調査・検討を行い、河川管理者等の関係者が協働して流域水害対策計画を作成することになります。
○協議会は、流域一体となった取り組みを進めるため、河川管理者だけでなく、県知事、市長、下水道管理者等が計画策定主体として参加し、計画の作成や計画の効果的な実施・運用について協議をする組織となります。

特定都市河川の指定

↓

「流域水害対策協議会」の設立

↓

協議会における流域水害対策計画の作成

目標設定や対策等の調査検討

○洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対して、概ね20～30年の間に実施する取組みの内容

↓

流域水害対策計画書の作成

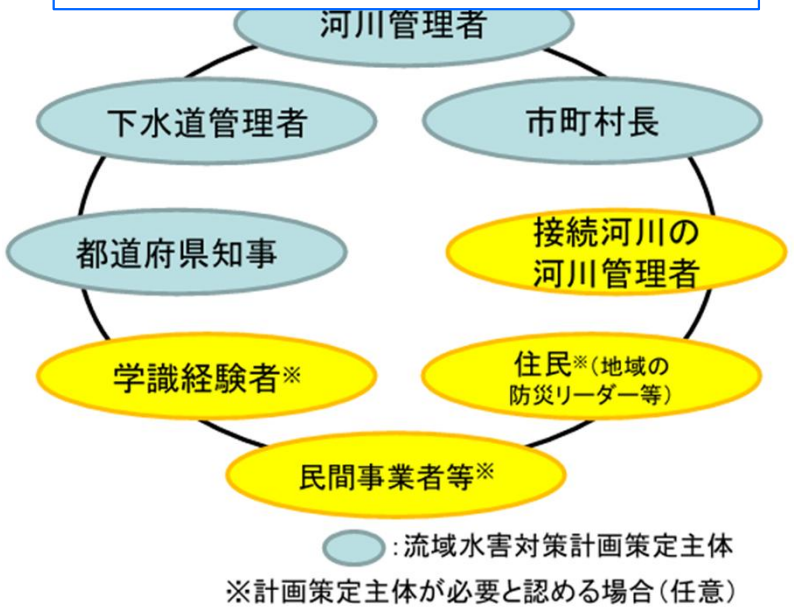
○特定都市河川流域の現状と課題
○対策の基本方針
○計画期間、計画対象降雨
○計画対象降雨による浸水想定
○各種の水害対策に関する事項（取組み内容） など

↓

流域水害対策計画の策定

計画に基づき、協議会を中心に「流域治水」を実践

流域水害対策協議会のイメージ



※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

□ 流域一体となった取り組みを進めるため、河川管理者だけでなく、都道府県知事、市町村長、下水道管理者が計画策定主体として参加。

→協議会を通じて、計画の円滑な作成や効果的な実施・運用を図る。

特定都市河川の指定等の状況（令和8年9月1日時点）

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

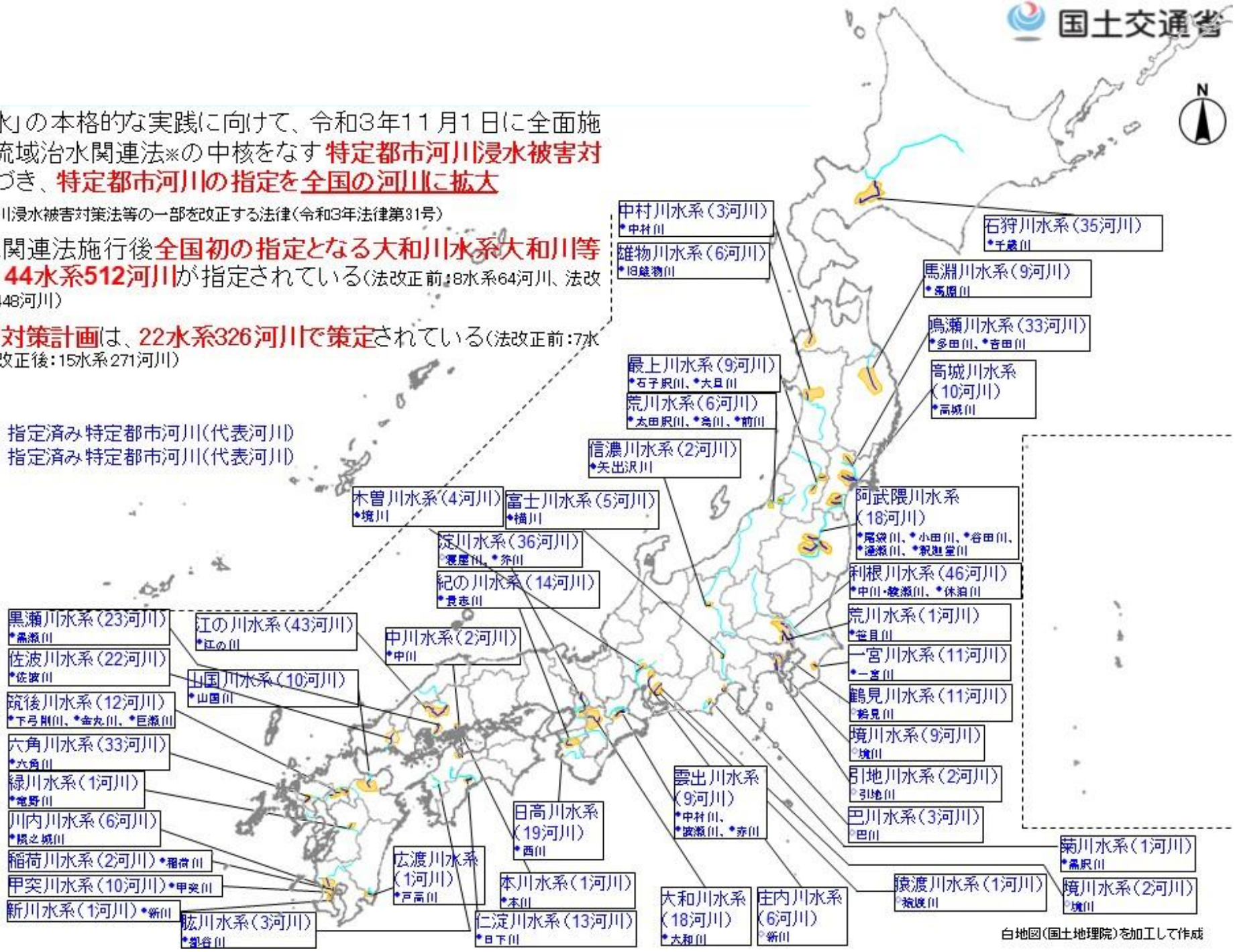
○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**44水系512河川**が指定されている（法改正前：8水系64河川、法改正後：37水系448河川）

○**流域水害対策計画**は、**22水系326河川で策定**されている（法改正前：7水系55河川、法改正後：15水系271河川）

【凡例】

◇：法改正前　指定済み特定都市河川（代表河川）

◆：法改正後　指定済み特定都市河川（代表河川）



白地図（国土地理院）を加工して作成

特定都市河川の指定によって「できること」

○特定都市河川の指定によって、「河川整備の着実な推進」や「水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用」することができ、法律に基づく実効性のある対策を講じていくことが可能となります。

特定都市河川の指定によってできる5つのこと

みんなが参加できる仕組み	計画に基づくハード対策の加速化	雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制	流域における貯留機能の保全	水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫
●流域水害対策計画の策定 ●流域水害対策協議会	●特定都市河川・特定都市下水道の整備	●雨水浸透阻害行為の許可 ●雨水貯留浸透施設整備計画の認定	●保全調節池の指定 ●貯留機能保全区域の指定	●浸水被害防止区域の指定

特定都市河川浸水被害対策法の全体像

平成15年制定時の主な制度

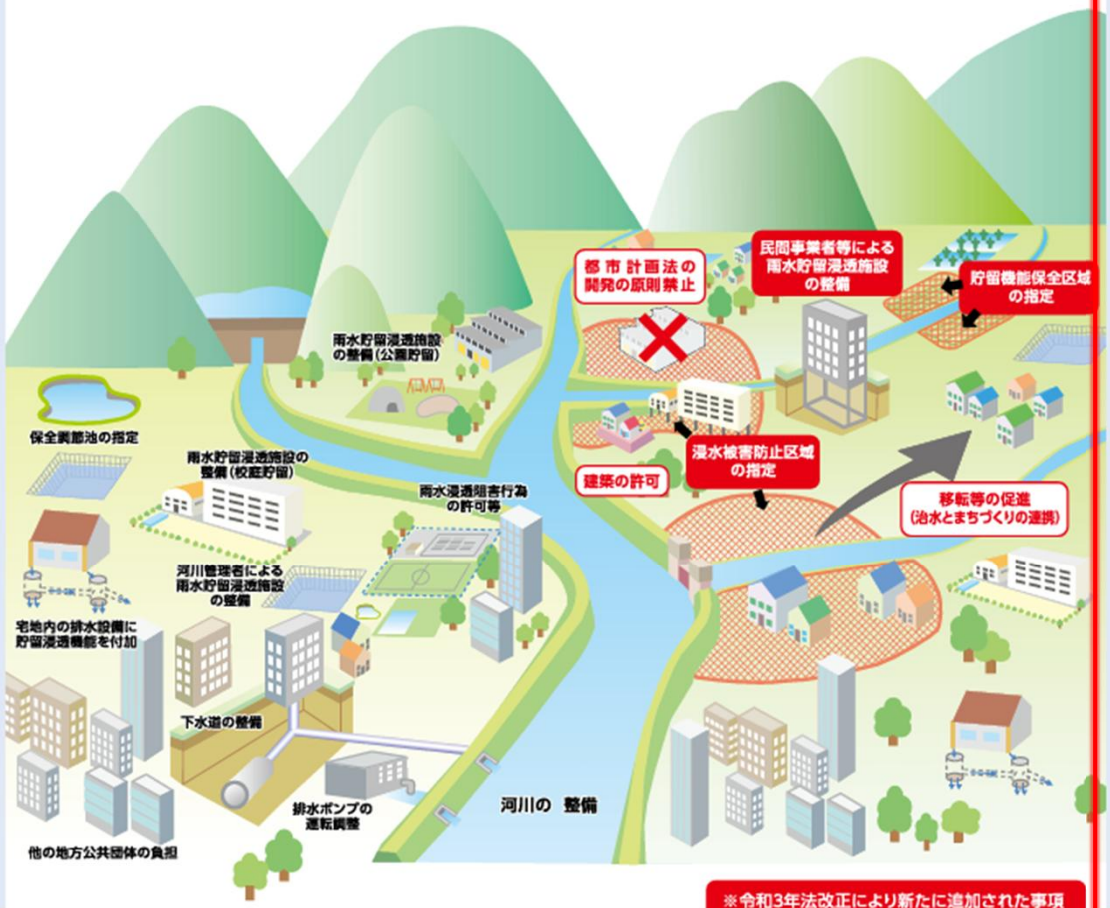
対象河川
市街化率が概ね5割以上の都市部を流れる河川等。

流域水害対策計画の策定
浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域内の都道府県及び市町村の長、下水道管理者が共同して策定。

河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備
流域水害対策計画に基づき、河川管理者が雨水貯留浸透施設を整備することができる。整備された施設は河川管理施設として河川法の規定を適用。

保全調整池の指定
都道府県知事等は一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。指定された保全調整池は、埋立て等の行為については届出を義務化。

雨水浸透阻害行為の許可等
宅地等以外の土地で行う一定規模以上の雨水浸透阻害行為について都道府県知事等の許可が必要。



※令和3年法改正により新たに追加された事項

令和3年改正時に追加された主な制度

対象河川の拡大
「市街化の進展」に加え、「接続する河川の状況」、「自然的条件の特性」の2つの要件を追加し、対象を全国の河川に拡大。

民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備
民間事業者等は、一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定を受け、計画に基づき予算・税制等の支援を受けることができる。

貯留機能保全区域の指定
都道府県知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定できる。貯留機能を阻害する盛土等の行為に対しては、事前届出を義務付ける。

浸水被害防止区域の指定
都道府県知事は浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じる。